

伊達市保育士等人材バンク設置要綱

平成30年7月4日

告示第184号

平成31年1月24日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の保育所、認定こども園及び児童館（以下「保育所等」という。）での就労希望者の就労を支援し、市における保育及び児童健全育成の担い手を増やすため、市が実施する保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、保育所等において、保育士、保育助手、看護師、栄養士、調理員、用務員又は児童厚生員として就労を希望する者とする。

(登録の申込み等)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、伊達市保育士等人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録申込書の提出があったときは、伊達市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、保育所等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第4条 登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を取り消そうとするときは、速やかに伊達市保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を市長に提出するものとする。

(登録の削除)

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除することができるものとする。

- (1) 変更・取消届により取消しの届出があったとき。
- (2) 保育所等の長からの連絡により、採用が決まったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が登録者として不適格と認めたとき。

(登録の期間)

第6条 登録者名簿の登録期間は、登録を完了した日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間又は前条の規定により削除した日の前日までの期間とする。

(登録情報の提供)

第7条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする保育所等の長は、伊達市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書（様式第4号。以下「情報提供申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、保育所等の長から情報提供申込書の提出があった場合は、希望する登録者に係る登

録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第8条 人材バンクへの登録を希望する者及び保育所等の長は、人材バンクが職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介を行うものではないことに留意するものとする。

2 保育所等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等配置基準の遵守に留意するものとし、保育所等と登録者との合意に基づく勤務条件等により生じたトラブルについて、市はその責任を負わないものとする。

(庶務)

第9条 人材バンクに関する庶務は、健康福祉部において行う。

(個人情報の保護)

第10条 登録者の個人情報を扱う職員は、伊達市個人情報保護条例（平成16年条例第26号）に基づき、登録された情報を適正に取り扱わなければならない。

2 登録者の情報の提供を受けた保育所等は、提供された個人情報を他人に知らせるなど、本告示に定める以外の目的に使用しないこととする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。